

# 2009 春闘速報

2009 春季生活闘争札幌圏闘争委員会

2009年4月22日発 第11号発行責任者 伊藤正義 Tel011-210-0505 Fax011-210-0

## 2009春季生活闘争 札幌圏労働基準行政要請行動

# 厳正的確に取り組んでいく！

札幌圏春闘実行委員会は、4月16日北海道労働局内において札幌中央労働基準監督署及び札幌東労働基準監督署への要請行動を実施しました。09春闘の主要取り組みであり、日常の相談業務や職場討論から生じた改善要望など、7項目について意見を交わしました。実行委員会からは、石狩地協山本会長が厳しい情勢の中労働者・生活者も懸命に働いている。その中で、より一層働いていきたいという願いからの要望であると説明しました。両署からは、各署長の冒頭挨拶の後、回答説明がなされ、総括として、どのような厳しい状況でも法律に従い厳正的確に対処していくとしました。回答後、更に質疑が相次ぎ予定時間を10分程度上回り終了しました。回答内容は別紙の通りです。



真剣な議論で予定時間をオーバー！

～ 4/27 札幌圏 地場未解決組合 解決促進集会に参加しよう！ ～

# 地場自力再生はエルプラザホールから！

### 【4/27 集会次第概要】

- 連合北海道からの挨拶 連合北海道会長高柳薫 様
- 札幌圏特別課題報告
  - 09 タクシー利用キャンペーン 全自交北海道地方連合会  
交通労連北海道地方総支部  
ハイ・タク部会
  - がんばろう！丸井今井 サービス・流通連合  
丸井今井労働組合札幌支部
- 2009 春闘札幌圏実行委員会報告と提起  
札幌地区連合会会長代行 林 清治
- 札幌圏地場労働者・組合員報告 集会参加の皆さんから

4月27日18時20分から、札幌駅北口のエルプラザホールで、2009 春季生活闘争 札幌圏地場未解決組合解決促進集会を開催します。実行委員会では、同集会で今後の取り組み方針を提起するほか、札幌圏特別課題・スクラムRENGOの取り組み状況を **フロア参加者からの報告アリ？** 当該組織組合員の参加を以って報告します。また、今回は幅広く市民等にも参加を呼びかけていることから、会場参加者からの報告も募る予定です。多くの市民と共に、地場景気を自力で回復させて行きましょう。札幌圏連合組合員の団結から景気回復がはじまります。エルプラザに集合してください！

賃上げ情報を報告願います。FAX(011)210-0606 担当山本 功

## 2009 春季生活闘争

### 2009 年度札幌圏労働基準行政に関する要請行動議事録

1. 申し入れ先：札幌中央労働基準監督署 札幌東労働基準監督署
2. 申し入れ日：2009年4月16日（木） 10時30分～
3. 実施場所：北海道労働局内 7階会議室（北側）
4. 出席者

#### (1) 労働基準監督署

札幌中央労働基準監督署	署 長	高橋 隆一
同	次 長（管理）	渡辺 和樹
同	次 長（労災）	近藤 巖
同	第一方面主任監督官	桜田勝幸
札幌東労働基準監督署	署 長	石川俊英
同	次 長（管理）	鈴木 勘次郎

#### (2) 連合出席者

組織名	役職	氏名	所属産別組織	
			名 称	役 職
石狩地域協議会 札幌地区連合会	会 長	山本廣和	情報労連北海道協議会	特別執行委員
札幌地区連合会	会長代行	林 清治	日本郵政グループ労働組合北海道地方本部	副執行委員長
	副会長	廣田 喬	情報労連札幌地区協議会	議 長
	副会長	大島利広	全国ユニオン 札幌中小労連・札幌地域労組	書記次長
石狩地域協議会 札幌地区連合会	副事務局長	山本 功	サービス連合	特別中央執行委員
札幌地区連合会	執行委員	荒井昭弘	私鉄総連定山溪鉄道支部	書記長
	闘争委員	鈴木久雄	全自交北海道地連	書記長
		新野勝昭	季節労働者組合札幌地区本部	事務局長
		山谷義人	ラルズ労働組合	書記長
		中村茂夫	市立札幌病院職員労働組合	書記長
		辻口有紀子	市立札幌病院職員労働組合	書記次長
		中野裕介	自治労札幌市職連さっぽろ公共サービス労組	組織部長
		組織部次長	工藤仁美	札幌地区ユニオン
	安達信行		札幌地区ユニオン	特別執行委員

5. 議事

- (1) 開 会 札幌中央労働基準監督署 渡辺次長より開会が宣言された。
- (2) 要請側挨拶 石狩地域協議会／札幌地区連合会山本廣和会長より、本要請行動受諾の御礼がなされ、本要請内容を検討頂き雇用施策強化をお願いしたとした。
- (3) 要請書手交
- (4) 二署長の挨拶

① 札幌中央労働基準監督署高橋署長  
日頃からの協力に感謝します。  
厳しい状況が続くところに加え、経済環境の悪化が加わり事業所閉鎖派遣切りなどの問題が継続して発生している。適宜対応はしているが相談件数は減らない。適格な対応に取り組んでいる。

② 札幌東労働基準監督署石山署長  
適格な対応をすべく取り組む、取り分け非正規に関する問題が多いことから対応には慎重な対応を心がけたい。

- (5) 趣旨説明 石狩地域協議会／札幌地区連合会山本功副事務局長より趣旨説明がなされた。
- (6) 回答説明 札幌中央労働基準監督署渡辺和樹次長より次の通り回答がなされた。

要請項目	回答内容
<p>1. 労働時間の適正管理と労働者の健康管理について 労働時間管理に関するこれまでの基準や法改正に加え、今般労働基準法においても長時間労働を抑制すべく改定がなされています。これら労働施策の公正かつ効果的な運営を図るべく以下の取組みを強化される様、求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 36協定に定める時間外労働について、長時間労働を予防する観点から事前指摘を強化されたい。</li> <li>(2) 長時間労働に関する悩み相談に特化した窓口を設置されたい。</li> <li>(3) 長時間労働から派生する法律違反の指摘について、被害当事者の概念に医師・同僚・家族を含め対応されたい。</li> <li>(4) 長時間労働の強要に対する罰則規定の設置につき、被害実態を検証の上、上局及び本省に提起されたい。</li> <li>(5) 所謂「管理監督者」に関する公正・適正な運用に向け徹底した周知を実施されたい。</li> <li>(6) 労働安全衛生法に定める医師の相談体制確立と定期健康診断の履行につき、完全履行を実現すべく施策を強化されたい。</li> <li>(7) 運輸・旅客輸送事業者に対する長時間労働改善指導及び労働時間管理に関する違法撲滅のための施策を強化されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長時間労働対策や過重労働対策は北海道労働局行政運営方針の重点施策でもあり、強化して取り組む。 そもそも、時間外労働や休日労働は臨時的・一時的なものとして位置付けている。限度基準遵守を強化していきたい。</li> <li>(2) 相談内容に応じてそれぞれの専門担当者が対応することとしている。</li> <li>(3) 法律に則り対応している。</li> <li>(4) 違法な時間外労働は排除すべきという観点から取り組みを進めている。 罰則規定の必要性については上庁に上申する。</li> <li>(5) 昨年秋の多店舗展開の小売店の管理者に対する指針についての指摘と考える。あくまでも労基法の考えに基づくもので、その通り周知してまいる。</li> <li>(6) 労働安全衛生法は平成18年度に改定され取り組みを強化することとしている。更に徹底した周知を図る。</li> <li>(7) 改善基準を基に引き続き指導を徹底する。</li> </ul>
<p>2. 労働者災害補償保険について 労働者災害補償保険の未加入及び申請に関する労働者被害が多く寄せられています。労働者の最後</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 北海道労働局行政運営方針の重点施策でもあり取り組みは強化している。</li> <li>(2) 司法処分も含め厳正な対応を進める。</li> </ul>



<p>のセイフティーネットであり適正な運営が必要と 考えます。就きましては、以下の取組みを強化され る様お願い致します。</p> <p>(1) 事業者の完全加入促進。 (2) 労災隠しの撲滅施策推進と本人申請の周知徹底。 (3) 若年者に対する同保険制度に関する教育。 (4) 通報制度の設置を含めた医療機関との連携。</p>	<p>(3) 貴会ある毎に周知してまいります。 (4) 医師との連携は労災指定病院のネットワ ークを通した体制はあるので、活用強化し て取り組む。</p>
<p>3. 偽装雇用の取り締まりについて</p> <p>本来、雇用期限の無い、週40時間労働を前提とし た労働者として雇用し、社会保険及び労働保険を適用 すべきところ、経費抑制を目的として、雇用契約内容 を偽りまた偽ることを当該労働者に強要するという トラブルが多発しています。以下の雇用契約・就労実 態に顕著でありますので、相談を喚起する周知及び是 正・指導の強化について取り組まれる様お願い致しま す。</p> <p>(1) 指揮命令に基づき、労働時間管理が明確な業 務でありながらも請負を装う雇用契約。 (2) 職場内の基幹的労働力であり、固定的に週4 0時間勤務が課せられているにも係わらず短 時間雇用契約を装う雇用契約。</p>	<p>(1) 偽装請負への対応は、実態にあった契 約にするように指導を強化することをま ず第一としている。 (2) 問題点が確認される事業所については 都度指導をしていく。</p>
<p>4. 賃金について</p> <p>経済情勢の悪化を背景に、賃金に関する労使間トラ ブルが急増していますが、以下の事項については早急 な改善取組みを要します。特段の措置を図られる様、 求めます。</p> <p>(1) 賃金不払い（残業手当未払いを含む）の被害 を申告する労働者への対応につき、必要資料の 確保、雇用契約書の確保及び就労状況に関する 調査について事業者への協力義務を周知徹底 されたい。 (2) 最低賃金法制度の周知を徹底し公正な運用を 図られたい。</p>	<p>(1) 問題解決に必要な措置として事業主に もとめなければならない内容は適宜求 めていく。 (2) 2009年7月1日施行の内容につい て履行確保に向けて取組みを強化し ている。</p>
<p>5. 労働契約について</p> <p>労働契約の場合における事業者側の優位性は否定し がたい事実であります。その優位性を悪用した法律 違反が多発しています。以下の項目について特段の措 置を図られる様、求めます。</p> <p>(1) 雇用契約書未発効の場合の責任の所在につい て明確にして事業者へ周知されたい。 (2) 法律違反を含む雇用契約又は、雇用契約内容 の不履行に基づく事業者の不当利得につい て労働者へ還元すべく事業者へ周知されたい。 (3) 雇用契約書につき、法令違反の契約を無効と する記載を義務付けるよう事業主へ指導され たい。 (4) 就業規則変更届け受理に際し、不利益変更の 内容を精査し労働者代表又は労働組合との協</p>	<p>モデル労働条件通知書を作成して周知啓発し ていくことを第一としたい。</p>

<p>議が適法に履行されたものかどうかを厳正に調査されたい。</p>	
<p><b>6. 個人事業主の労働者性と保護について</b>          コンビニエンスストア等、F C店舗を展開する大手事業者と個人事業者間には優越的立場に基づく指揮命令の関係が存在し、事実上の労務管理・資金管理下に置かれる個人事業者が散見されます。これら個人事業者の労働者性に関する調査を進め、適宜、保護施策を推進すべく上局及び本省に提起されたい。</p>	<p>労働関係、使用従属関係等から労働者性を判断する基準に照らし取り組みを強化する。          調査、保護施策については、必要があれば上庁に上申する。</p>
<p><b>7. うつ病対策について</b>          経済情勢の混乱に起因する、雇用環境・就労環境悪化により労働者の心の病が雇用形態を問わず急増しています。地方労働行政の取り組むべき緊急重要案件であると考えますが、取り分け貴署におかれましては早急に以下の項目への善処をお願い申し上げます。</p> <p>(1) うつ病予防を含むメンタルヘルス施策について「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知に加え、職種・業種に合致した取り組みについて研究し事業者・労働者へ周知を徹底されたい。</p> <p>(2) 次の事案を原因とするうつ病について労災適用とすべく事業者・労働者へ周知を徹底されたい。</p> <p>① 「いじめ」及びパワーハラスメント          ② セクシュアル・ハラスメント          ③ 労働安全衛生法の規程を上回る長時間労働</p> <p>(3) うつ病による長期の職場離脱者についての職場復帰対策について「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の周知はもとより、職種・業種に合致した取り組みについて研究し事業者・労働者へ周知を徹底されたい。</p>	<p>(1) メンタルヘルスについては重点対策を要するものとして取り組んでいる。指導周知も徹底する。</p> <p>(2) 判断指針を活用していく。札幌圏を越えての取り組みも視野に入れている。</p> <p>(3) 最近の重点課題である。          職種・業種に合致した取り組み・研究等については上庁へ上申する。</p>
<p><b>8. 人員配置等の体制強化について</b>          札幌圏は、倒産件数の高値更新等、経済指標数値の悪化が常態化し、雇用関連数値もここ数年常に最悪な状況を更新しています。これに呼応し、労働関係法違反に該当する事案も多発する状況にあり、いわば、雇用に関する特例災害地ともいうべき状態です。一刻も早い労働市場の適正化に向けた特別措置が求められると考えます。よって、現在多発する労働事件・相談の正確且つ迅速な解決を図るため、速やかに現行人員を補強する等の特別体制強化を図ることを求めます。</p>	<p>札幌中央署と札幌東署に寄せられる相談件数は1万件を越える。そのような中でも対応しきれない状況にはなっていますが、人員削減は国の至上命題となっている。地域からの貴重な要望として上庁に上申したい。</p>

(7) 意見交換 連合出席者より次の質問がなされ中央署より回答がなされた。

窓口対応について、自分たちは取立てやではないとの発言や、賃金不払いについて監督官から裁判を直に勧められるという相談が多くなっている。誠意ある対応と違反が明確な事案については厳正な対応をお願いしたい。(季節労札幌地区本部 新野事務局長)

【回答】

正規・非正規を含め対応している。ものすごい数に対応しているのは、前言の通りである。「数」をとるか「質」をとるかの判断をすれば、現在は「数」を選択している。司法手続をとる場合も、相当な事例としている。手続や時間を考えれば百件分位の時間を要することもあり、止むを得ないとする。従って、ある程度の指導や調査はするが、意見の食い違いがあるのであれば、裁判手続をすすめることはある。

取り立て屋ではないとの発言に関しては、長時間にわたる対応の中で、相談者が激昂し、恫喝・恐喝の状況に陥った場合などに発言したとの報告はある。相談する側の態度にも問題となる部分があるとする。

医療機関の労働条件については各種報道等で取り上げられ始めている。なかなか厳しいのが実態。監督署内に医療の労働実態に詳しい、又は精通した専門担当者は配置されているか。また、看護師等の職場では患者への対応等から自動的に残業を設定されるというか、残業が避けられないと判断される場合が多い。監督署としてはどのような対応を考えているか。

(札幌私立病院職員組合 中村書記長)

【回答】

医療看護職場に特化した人員の配置はしていない。専門職もない。

医療の現場への労働条件改善の取り組みは、暫時進められており、一定の改善は見られているとの認識はある。

解雇理由証明書発行の相談がある。事業主が解雇理由書発行を拒否した場合の対応として発行への指導に加え、発行しないのであれば雇用を前提として解決するような指導を求める。うつ病の労災認定不可に伴い、傷病手当の請求を行った場合、労災への差し戻しを進められ傷病手当請求が不許可となったケースがある。監督署として、調整は不可能か。

(さっぽろ労働相談センター 工藤仁美)

【回答】

退職証明書を労基法に基づき請求することを薦める、それで調整不能であれば、労働局のあっせん制度を薦めている。

労災申請につき、業務外認定の通知があれば、傷病手当へ移行するのが原則。

個別の相談としてうかがいたい。

タクシー事業は、労基が守られにくい職場・業種であり、人手不足でありながらも、最賃に違反するという、珍しい業態。最賃違反は巧妙である。徹底した取締りをお願いしたい。

(全自交北海道地連 鈴木書記長)

【回答】

これまでも適宜対応し、取り組んでいる。今後も引き続き対応を強化していく。

(8) 終 礼 連合山本会長より、今後とも日常的な関係を深めて対応願いたいとして要請行動を終えた。

以 上